

東千葉メディカルセンター臨床研究利益相反管理委員会要綱

(令和6年10月21日)

(設置)

第1条 東千葉メディカルセンター(以下「本センター」という。)に、本センター臨床研究に係る利益相反管理ポリシーに基づき、本センターの役員及び職員に係る利益相反に適切に対処するとともに利益相反に関する重要事項を審議するため、臨床研究利益相反管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 利益相反管理ポリシーに関すること。
- 二 利益相反ガイドラインに関すること。
- 三 利益相反防止に関する施策及び啓蒙活動に関すること。
- 四 利益相反に関する調査及び審査に関すること。
- 五 その他利益相反に関する重要事項

(組織)

第3条 臨床研究利益相反委員会は、倫理委員会の委員をもって構成する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第2条第4号の審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(秘密保持)

第6条 委員会及び専門委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課の協力を得において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は 令和 6 年 10 月 21 日から施行する。